

(仮称) 佐倉市自治基本条例 (素案)

目次

前文

第1章 総則 (第1条—第5条)

第2章 基本環境

第1節 情報の提供及び個人情報の保護 (第6条・第7条)

第2節 市民参加 (第8条—第13条)

第3章 自治の基本原則

第1節 行政運営 (第14条—第21条)

第2節 議会運営 (第22条)

第3節 地域自治 (第23条・第24条)

第4章 市民協働の推進 (第25条)

第5章 広域連携の促進 (第26条・第27条)

第6章 実効性の確保

第1節 公正性の確保 (第28条—第31条)

第2節 責任及び責務 (第32条—第35条)

第3節 運用及び管理 (第36条・第37条)

附則

前文

私たちのまち佐倉市は、印旛沼に代表される水辺空間と北総台地に広がる豊かな緑地、そして佐倉城を中心とする城下町としての歴史・伝統文化を有する魅力あるまちとして発展してきました。

こうした中、地方分権の進展や人口減少・少子高齢化社会の本格的な到来により、社会構造そのものの転換期を迎えた今日、私たち佐倉市民は、恒久平和の実現と基本的人権の尊重の下、先人から受け継がれてきた当地の豊かな地域資源を将来世代に誇りを持って引き継がなければなりません。

また、こうした豊かな地域資源を、今後の創造的なまちづくりに活かすことで、心豊かに安心して暮らせるまちづくりと、着実に歩み続けていくことのできる持続可能な地域モデルを構築していく責任もあります。

このため、地方自治の本旨に基づき、市民と市民に信託を受けた市長及び市議会との間で、将来にわたり共有すべきまちづくりの仕組みを自ら定めることが必要です。

ここに、永く市民の行動規範となっている佐倉市市民憲章での精神を礎に、佐倉市の自治の原則を明らかにし、もって市民の力が最大限発揮される自立した市民社会を築いていくために、この条例を制定します。

【解説】

前文は、この条例を制定するにあたって、背景や基本的な認識等を明らかにし、条例全般にわたる解釈指針となるものです。

ここでは、初めに、条例制定の社会的背景として、少子高齢化社会といった時代の転換期を迎えた中で、当市の持つ城下町としての歴史・文化性、印旛沼を中心とする自然環境といった豊かな地域資源を将来世代に引き継ぐ必要があること、またこうした地域資源を活かして、安心していつまでも住み続けられるまちづくりを進めること等が、今を生きる私たち佐倉市民の役割であるとしています。

そこで、自治の担い手である市民、行政、議会の3者が、教育や福祉、環境といった様々な分野でのまちづくりの基本的な方向性を進めるための共有すべきルール（仕組み）をつくる必要があるとの認識から、これを自治基本条例として定めるものとしています。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自治によるまちづくりを推進するための基本的事項を定めるとともに、まちづくりの主体となるものの責任及び責務等を明らかにし、もって自立的な市政運営の実現等の団体自治と相まって、市民参加による住民自治の推進を図ることを目的とする。

【解説】

第1条は、条例の目的について定めています。

この条例は、自治によるまちづくりの基本的事項を定めるとともに、市民や市の「役割」を明らかにすることにより、地方自治の本旨である市民による住民自治の推進と自立した市政運営による団体自治の推進を目的とすることとしています。

（条例の位置付け）

第2条 この条例は、自治によるまちづくりの基本について定めるものであって、市は、他の条例、規則その他の規程の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重し、整合性を図らなければならない。

【解説】

第2条は、この条例の位置付けについて定めています。

法体系上は個々の条例に優劣関係はありませんが、この条例は、本市におけるまちづくりの基本と自治の基本原則について定めていることから、実質的には、市の条例の中で最上位に位置するものです。

このため、他の条例や規則、要綱などを制定したり改廃したりする場合は、この条例の内容と整合性を図らなければならないことを定めています。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者及び団体をいう。
- (2) 市 市長その他の執行機関（地方自治法（昭和22年第67号）第7章に規定するものをいう。以下同じ。）及び議会をいう。
- (3) 市民参加 市民が市政に対して主体的に参加すること及び多様な立場から主体的に地域コミュニティに参加することをいう。
- (4) 地域コミュニティ 市民が互いに助け合い、より良い地域社会を実現することを目的として、地縁その他の要因により自主的に構成された団体及びその活動が及ぶ人的及び空間的な範囲をいう。
- (5) まちづくり 住み良いまちと豊かな地域社会をつくるための取組をいう。

【解説】

第3条は、定義について定めています。

定義は、この条例で使用する用語の意義を明確にし、認識を共通にするために置かれるものです。

「市民」は、一般的に住民（在住、外国人含む）と同義語として捉えられていますが、自治に関する様々な活動には、市内の企業や学校、そこに通勤・通学する人たち、また市民団体など、そこで事業活動をする人たちの協力も不可欠と考え、幅広く市民を定義しています。なお、市が行う個別具体的な施策において対象とされる「市民」の範囲は、その施策の目的や達成すべき目標に応じて定められることとなります。

「市」は、議決機関である議会と市長その他の執行機関とをいいます。通常「市」は行政のみを指す場合もありますが、この条例の中で使用する用語の意義を明確にするために、これらを「市」と定義しています。

「市民参加」は、市民が、行政等の意思決定及び事業実施に主体的に関わること、また様々な立場から地域コミュニティの意思決定及び取組に主体的に関わることを定義しています。

「地域コミュニティ」は、自治会や町内会、NPOなど市民によって構成された団体及びその活動が及ぶ人的及び空間的な範囲をいいます。地域の意思を反映し、まちづくりを重層的かつ多様に支えることができる地域コミュニティの役割を再認識し、これをまちづくりの主体として守り育てることがますます重要となっています。

「まちづくり」は、暮らしやすいまちを実現するために、福祉や環境、安全など様々な面で市民が自主的に進めている公共的な活動、あるいは市民が議会や行政と共に進める公共的活動の全体をいいます。

(まちづくりの基本理念)

第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。

2 市民及び市は、まちづくりに当たっては、基本的人権の尊重と、恒久的な平和の実現を目指すものとして行わなければならない。

3 市民及び市は、まちづくりに当たっては、人口動態、自然環境その他内外の社会経済情勢の変化に対し、持続可能性のある地域の形成に取り組まなければならない。

【解説】

第4条は、この条例が達成しようとする自治による「まちづくり」の方向性について規定しています。

第1項は、市民自らが主体となって取り組むべきことを定めています。

第2項は、市民共通の願いとして恒久的な平和の実現を目指すことを改めて確認するとともに、基本的人権について尊重すべきことを定めています。

第3項は、人口減少・少子高齢化社会の本格的な到来や地球温暖化のほか国際経済市場の混乱など、自治体をめぐる大きな変化の中でも次世代を担う青少年教育の充実や豊かな自然環境の保全、財政基盤の強化など持続可能な取り組みを行っていくべきことを定めています。

(基本原則)

第5条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づきまちづくりを推進する。

(1) 市民は、自らがまちづくりの主体として、地域における自治（以下「地域自治」という。）の充実と市民福祉の増進に努めるものとする。

(2) 市民及び市は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。

(3) 市民及び市は、相互の理解と信頼に基づき、協力し、及び協働してまちづくりを進めるものとする。

【解説】

第5条は、基本原則の規定です。

基本原則は、まちづくりを進める上で、必要となる基本的な原則で、この条例では3つの原則を位置付けています。

(1)の原則は、市民一人ひとりが自らのこととして責任を持ち、主体的に市政に参加する「市民自治の原則」です。

ここでいう「市民福祉の増進」とは、地方自治法第2条第14項に規定する「住民の福祉の増進」であって、団体自治及び住民自治を実現すべく市が担う市民生活の向上をいい、単なる給付行政の充実を指すものではありません。

(2)の原則は、市民参加によるまちづくりの原則の前提となるものであり、市民や市といった自治を担う各主体がまちづくりを進める際には、情報を共有することとする「情

報共有の原則」です。情報共有は市民参加や市民協働の前提条件ともいえる重要なものであり、ここでは、市民と市だけではなく、市民間における必要な情報の共有も規定しています。

(3)の原則は、まちづくりにあたっては、市民と市、あるいは市民と市民がお互いの特性を生かし、協力・協働して進めることとする「市民協働の原則」です。

第2章 基本環境

第1節 情報の提供及び個人情報の保護

(市政情報の提供)

第6条 市は、市政について市民に説明する責任を果たすよう努めなければならない。

2 市は、市政に関する情報を分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で速やかに市民に提供するものとする。

3 市は、市政の公正性及び透明性を高め、市民と市政との信頼性の確保を図るため、別に条例で定めるところにより、その保有する情報を公開しなければならない。

【解説】

第6条第1項は、市が市政に関し説明責任を果たすことについて定めています。

第2項で定められている情報提供は、第3項に基づく情報公開の請求がなくても市が積極的に情報を提供することをいいます。

第3項は、情報公開について定めています。公正で透明な市政を運営するため、市政に関する情報を公開する旨の規定です。具体的な運用は、「佐倉市情報公開条例」で定めるところにより実施されます。

(個人情報の保護)

第7条 市は、個人の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより個人情報を適正に保護しなければならない。

【解説】

第7条は、個人情報の保護について定めています。

個人情報の保護については、「佐倉市個人情報保護条例」に基づき、本人の情報開示請求権などを保障するとともに、市が情報を公開し、提供する場合は、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければなりません。

第2節 市民参加

(市民参加の原則)

第8条 市民は、まちづくりの主体として市民参加を行うことができる。

【解説】

第8条は、まちづくりの基本原則の一つである第5条第1項に基づき、市民参加について定めたものです。

(市政への市民参加)

第9条 市民は、国籍、性別、年齢、その他社会的又は経済的環境にかかわらず、市政に参加することができる。

2 市民は、市政へ参加できないことを理由として不利益を受けない。

(市民参加の環境整備等)

第10条 市は、市民が市政に参加しやすい環境の整備に努めるとともに、多様な方法を用いて市民の意見を求め、これを市政に反映させるよう努めるものとする。

【解説】

第9条、第10条は、市長その他の執行機関及び議会による市民参加を進めるための取り組みについて定めたものです。

第9条第1項では、国籍や性別、年齢のほか、障害や住居、経済状態など社会的又は経済的環境によって市民参加への妨げがあってはならないことを定めています。例えば、障害をお持ちの市民の方が代理を通じて市民参加をすることなどが考えられます。

第9条第2項では、市政への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けないことを定めています。

(住民投票)

第11条 市長は、市民生活にかかわる市政上の重要な課題に関し、広く市民の意思を直接確認するため、当該課題ごとに別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 市は、住民投票の結果を尊重するものとする。

【解説】

第11条は、住民投票の実施について定めています。

住民投票は、間接民主主義を補完するものとして、直接住民の意思を確認するために行われるもので、市民参加の一手法として位置付けるものです。

市民参加については、その対象となる事項により実施すべき内容が異なることが考えられることから、それぞれの事案に応じて、どのようなことについて住民投票を行い、どのような手続で進めるかは条例でその都度定めます。

住民投票の結果に法的拘束力を持たせることは、現状では難しいというのが通説であるため、市は住民投票の結果を尊重することとしています。これは市が意思決定をするにあたって、その結果を十分考慮して判断することをいい、また、市が行った判断については、十分な説明責任が発生することを意味します。

(市民参加推進委員会)

第12条 市政への市民参加に関する事項を調査審議するため、佐倉市市民参加推進委員会（以下「市民参加推進委員会」という。）を置く。

2 市民参加推進委員会は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 市政への市民参加に係る手続及び方法について調査審議し、答申すること。
- (2) 市政に関する市民からの提言を受け、これを取りまとめること。
- (3) その他市政への市民参加の推進に関すること。

3 前2項に定めるもののほか、市民参加推進委員会について必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

第12条は、市民参加推進委員会について定めています。

市政への市民参加には、パブリックコメント、タウンミーティング、ワークショップ、審議会等への委員公募など多様な手法が想定されますが、市民参加推進委員会は、時代のすう勢や事例に応じて適切な市民参加の手段を市長に提言するとともに、市民からの提言を受け、これを取りまとめます。

第2項第2号に掲げる「市政に関する市民からの提言」とは、市が提示するテーマに対して、それを踏まえた現状・課題と解決策を市民の方々から提案としていただくことを想定しています。なお、現在、「佐倉市市民協働の推進に関する条例」に基づいて実施している市民協働事業（行政提案型）と共通するところが多いことから、今後、整理することが必要と思われます。

(地域コミュニティへの市民参加)

第13条 市民は、地域自治の充実と市民福祉の増進に寄与するため地域コミュニティに参加することができる。

【解説】

第13条は、地域コミュニティへの市民参加について定めています。

自分たちの住む地域を良くしたいという思いは市民誰もが持つ共通の願いです。

市民にもっとも身近なコミュニティ組織である自治会、町内会などでは、地域のより良い生活環境の実現に向けて、日々、防犯・環境・福祉など様々な取り組みを行っています。

地域コミュニティへの参加を通じてまちづくりの当事者としての意識が醸成され自ら考え、責任ある行動をとることへ繋がることが期待されます。

第3章 自治の基本原則

第1節 行政運営

(総合計画)

第14条 市長は、計画的かつ効果的な政策を実現するため、行政運営の最も基本的な指針となる計画（以下「総合計画」という。）を定め、まちづくりの目標及びその達成のために必要となる事業の内容を明らかにしなければならない。

2 市長は、政策、施策及び事業を推進し、並びに個別の行政分野における計画等を策定するときは、総合計画との整合を図らなければならない。

3 市長は、総合計画の進捗状況を適切に管理するとともに、分かりやすく公表しなければならない。

【解説】

第14条は、総合計画について定めています。

総合計画は、市が定める最上位に位置付けられる計画で、現時点では、行政運営の基本方針を示す基本構想並びにその実現を図るための基本計画及び実施計画により構成される計画をいい、このうち基本構想と基本計画については、議会の議決を経て定められることになっています。

第2項では、総合計画は、市が定める最上位に位置付けられる計画ですので、総合計画以外の計画を策定する場合は、総合計画と整合性を図らなければならないことを定めています。

第3項では、計画の進捗状況の管理と情報提供について定めています。

(法務運営)

第15条 市は、法令等の解釈及び運用を適正に行うとともに、地域の課題を解決するため、必要な政策の立案に応じて自治立法権を適切かつ積極的に行使するものとする。

2 市は、前項の目的を達成するため、研修等の充実により職員の資質向上に努めなければならない。

【解説】

第15条は、地方分権により各自治体が地域の行政ニーズに即した行政運営を進めていくため、既存の法体系に基づいて自主的に法を解釈し、常に適法性を意識して業務を進め、政策の企画、立案、実施にあたっては、条例などの自治立法権を適切かつ積極的に活用していくことを定めています。

また、このために、研修等を行い、職員の法務能力の向上に努めることを定めています。

(財政運営)

- 第16条 市は、徹底した経費削減及び行財政改革に取り組むとともに、効率的かつ重点的に施策を展開することにより、健全で持続可能な財政運営に努めなければならない。
- 2 市は、行政サービスを受ける市民の負担の適正化及び社会資本整備における世代間の負担の公平化に留意し、自立的な財政基盤の強化に努めなければならない。
- 3 市長は、市の財政状況を的確に把握し、適切な財務諸表等を作成の上、中長期的な視野に立った財政計画等の策定を行わなければならない。
- 4 市長は、予算の編成に際しては、総合計画との整合を図るとともに、市民からの意見を反映させるよう努めなければならない。
- 5 市長は、予算、決算その他財政に関する事項を公表するとともに、その内容について市民に分かりやすく説明しなければならない。

【解説】

第16条は、財政運営について定めています。

市長は、総合計画に基づく政策目標を達成するため、財政計画を策定して、将来世代の負担にも配慮した持続可能な財政運営に努めることを定めています。

具体的には、貸借対照表（バランスシート）等の財務諸表を積極的に分析して、財政の状況を的確に把握するとともに、社会経済情勢の動向を踏まえた中長期的な財政の見通しを立てるべきことを定めています。

また、市長は、財政に関する事項は、行政運営の基本となる重要な情報の1つとして、住民に分かりやすい形式で伝えなければならないことを定めています。

(政策評価)

- 第17条 市長は、効果的かつ効率的な行政運営のため、中立的かつ公正な基準の下で、総合計画に基づく施策の成果及び達成度並びに事務事業の有効性、効率性、必要性等を評価するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、施策の改善及び見直しに当たっては、これを適切に反映するよう努めるものとする。

【解説】

第17条は、政策評価について定めています。

市長は、効果的で効率的な行政運営を行うため、合理的な方法により、各種施策の成果について評価を行い、その評価結果を事後の政策に適切に反映させ、行政活動全体を改善していかなければならないことを定めています。

また、評価結果の信頼性を高めるために、評価結果の公表は勿論のこと、必要に応じて

評価機関として第三者機関の設置等により、透明性及客観性を高めることが求められています。

(行政組織)

第18条 執行機関は、行政運営における公正性及び透明性の向上を図るため、意思決定過程における手続の明確化に努めるものとする。

2 執行機関は、市民の視点に立ち、効率的で機動的かつ柔軟な組織編成に努めなければならない。

【解説】

第18条は、行政組織について定めています。

市は、行財政の改革や危機管理への対応、新たな制度の導入など、その時々行政課題に対応するために、柔軟な組織機構の整備が求められています。

そのために、意思決定の過程が明確にされ、市民にとって分かりやすく、社会情勢に柔軟に対応できる組織づくりの必要性について定めています。

(危機管理体制)

第19条 市長は、災害等の不測の事態から市民の身体、生命及び財産を守り、市民が安心して暮らせるまちをつくるため、市内及び市域を含む一定区域内における危機管理体制の整備に努めなければならない。

2 市長は、市民、事業者及び関係諸団体と協力して、災害等の予防対策、応急対策及び復旧対策に努めるものとする。

【解説】

第19条は、危機管理体制について定めています。

市民の生命と財産を守り、安全安心のまちづくりを進めることは、行政として最優先のこととして確認的に定めています。

危機発生時の市民、事業者、関係機関等との連携は勿論のこと、平常時の予防対策の必要性などについても努力規定として定めています。

(人材の確保等)

第20条 市は、広く有能な人材の確保に努め、適材適所の人員配置、効果的な人材育成等により、組織及び職員の能力が最大限発揮されるよう努めなければならない。

【解説】

第20条は、人材の確保とその能力の発揮について定めています。

適材適所の人員配置、効果的な人材育成などにより職員や組織の能力が適切に発揮できるよう努めなければならないことを定めています。

(出資団体等)

第21条 市は、一定の要件を満たす出資団体（市が出資している団体をいう。）及び補助金等交付団体（市が補助金等を交付している団体をいう。）に対して、必要な範囲で当該団体の運営に関する情報を求め、厳正な評価を行うとともに、その結果を公表するよう努めなければならない。

【解説】

第21条は、市政運営の透明性を確保するため、市が出資している団体、補助金等を交付している団体等に対して、当該団体の財政状況及び市との関係のあり方について厳正な評価を行い、その結果を市民に分かりやすく公表することを努力規定として定めています。

一定の要件とは、例えば地方自治法第221条第2項の規定により、予算の執行に関し市長の調査権が及ぶ市が資本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人で市と密接な関わりを持つ公共性の高い団体などが考えられます。

第2節 議会運営

第22条 議会は、直接選挙により信任を得た議員によって構成される市の意思決定機関として、市民の多様な意思の把握に努めなければならない。

- 2 議会は、公平、公正かつ透明な議会運営の下で、議員間の自由な討議を通じて論点を明らかにすることにより政策立案や政策提言を行わなければならない。
- 3 議会は、市民福祉の増進を図るため、重要な政策等の議決及び行政活動の監視等の役割を果たさなければならない。
- 4 議会は、市民が参画しやすい議会運営に努めるとともに、説明責任を果たすため積極的な情報公開を図らなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、議会運営の基本的事項については、別に条例で定める。

【解説】

第22条は、議会の役割及び責務について定めています。

市議会の有する権限については、地方自治法に定められていますが、改めて条例に規定することで議会の権限の重要性を明らかにしています。

議会は、市民の信託を受けて、自治体としての佐倉市の意思を決定する機関であり、議案の審議などを通じて、執行機関が適正な行政運営を行っているかを監視し、けん制する役割があります。

また、議会の役割や議会における自由討議、議会への市民参加、議会と市長等との関係、議員の研修体制、議員の定数・報酬については、議会で検討がされており、「佐倉市議会基本条例」として準備が進められております。

第3節 地域自治

(地域自治に関する取組)

第23条 市民は、自ら身近な地域の課題を解決するため、地域自治に関する取組の推進に努めるものとする。

【解説】

第23条は、市民が地域の主役として、自ら地域自治活動を実践し、育てて行くことを定めています。

(地域コミュニティ)

第24条 地域コミュニティは、地域自治の充実及び市民福祉の増進のために活動するものとする。

2 市は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重するとともに、地域コミュニティの活動に対し必要な支援を行うことができる。

【解説】

第24条は、地域コミュニティについて定めています。

地域には、自治会やNPO、地域まちづくり協議会（「佐倉市市民協働の推進に関する条例」に基づき市が認証した団体）など様々なコミュニティが活動し、重要な役割を果たしています。ここでは、市民がこうした地域コミュニティの役割を尊重するとともに、これらを通じて地域の課題解決に関わり行動することを努力規定として定めています。

また、市は地域コミュニティの自主性や自立性を尊重し、活動場所の提供、資金援助、活動に関する情報提供など、多様な支援ができることを定めています。

第4章 市民協働の推進

第25条 市民及び市は、相互に理解を深め、信頼関係の構築に努めるとともに、協働して公共的な課題の解決に取り組むものとする。

2 市民及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、必要な課題を共有するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、協働の推進について必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

第25条は市民と市との協働について定めています。

多種多様な公共的課題を解決するためには、行政のみでは難しく、自治会、ボランティア団体、教育関係者（子ども会、PTA）など様々な主体が連携し、協力して取り組むこ

とが必要です。

第1項は、市民及び市、事業者等は、相互に理解し合い、信頼関係を構築しながら、公共的な課題を解決するため、協働に取り組むことを定めています。

第2項は、市民と市が協働を進める際の原則である「情報の共有」について定めています。

なお、協働の推進に関しては、現在、「佐倉市市民協働の推進に関する条例」及び同条例施行規則に基づき運用されています。

第5章 広域連携の促進

(国及び他の地方公共団体との関係)

第26条 市は、共通する公共的課題を解決するため、国及び県その他の地方公共団体と互いの自主性及び自立性を尊重した上で、相互の交流、連携及び意見の交換に努めるものとする。

2 市民は、共通する公共的課題を解決するため、他の市町村の住民との相互の交流、連携及び意見の交換に努めるものとする。

【解説】

第26条は、環境、交通、災害、福祉など市域を超えた広範囲に及ぶ課題について連携して対処することを定めています。

第1項は市が近隣市や国、県など関係する自治体と連携しながら協力して解決を図るべきことを定め、第2項は市民による住民同士の草の根的なネットワーク作りについて定めています。

(国際交流の推進等)

第27条 市民及び市は、公共的な課題の解決のために、国際交流を推進し、国外の地方公共団体等との連携に努めなければならない。

【解説】

第27条は、国際交流の推進等について定めています。

市が国外の地方公共団体や活動団体などと交流することや、市民による公共的な国際活動を推進し、相互理解の上、平和、人権、環境などの地球規模の取り組みに努めることを定めています。

第6章 実効性の確保

第1節 公正性の確保

(行政手続)

第28条 執行機関は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に係る手続を適正に行わなければならない。

【解説】

第28条は、行政手続（申請に対する処分、不利益処分、行政指導、届出）に関するルールを明らかにするとともに、具体的な規定については、「佐倉市行政手続条例」に委ねることを定めています。

(外部監査)

第29条 市長は、必要と認めるときは、別に条例で定めることにより、専門性及び独立性を有する外部監査法人による監査の実施を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により実施した監査の結果を市民に分かりやすく公表するものとする。

【解説】

第29条は、外部監査とは、基本的に地方自治法上の個別外部監査契約に基づく監査を想定しています。

ただし、地方自治法上の包括外部監査は、多額の経費がかかり、その常設は費用対効果の面で疑問があることから、必要に応じて条例で定めるところにより個別外部監査を実施することが可能であることを定めています。

(オンブズパーソン)

第30条 市民の市政に関する苦情を公正かつ中立の立場で迅速に処理し、市民の権利及び利益を擁護するため、佐倉市オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）を置く。

2 オンブズパーソンは、申立てのあった苦情を調査し、是正すべき事項を認めるときは、市に必要な措置をとるべき旨を勧告するとともに、原因となった事項の改善について意見を表明することができる。

3 市は、オンブズパーソンから前項の規定による勧告を受けたときは、誠実かつ適切に対処しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、オンブズパーソンに関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

第30条は、公正な立場で、市政運営に関する苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、

市政運営を監視する機関として、オンブズパーソンを設置することを定めたものです。

オンブズパーソンは市に勧告や意見の表明を行うことができ、市は勧告に対し誠実かつ適切に対処しなければなりません。

オンブズパーソンに関する具体的な規定については、別に条例で定めることとします。

(競争入札)

第31条 市長は、競争入札に際しては、その経済性及び質の確保に留意するとともに、談合、働きかけ等の不正を廃し、公正の確保と透明性の向上に努めなければならない。

【解説】

第31条は、競争入札の適正な実施について定めたものです。

市長は、競争入札の方法で発注する事業の契約を行うときは、事業に必要な費用など経済性を確保するために公正な競争が行われているか、質の確保をするために入札参加希望者の事業遂行能力等について留意するものとします。

また、談合、働きかけ等の不正を廃し、公正の確保と透明性に努めることを確認的に定めています。

第2節 責任及び責務

(市民の責任)

第32条 市民は、この条例に規定された理念と基本原則に基づき、基本的人権を尊重するとともに、市民社会における連帯意識を自覚し、責任ある市民参加の上で豊かなまちづくりと将来世代に貢献するものとする。

【解説】

第32条は、市民の責任について定めています。

市民は、市民参加の際に期待される役割として、豊かなまちづくりと将来世代に貢献するような取り組みを進める旨を定めています。

(市長の責務)

第33条 市長は、直接選挙による市民の負託にこたえるべく、この条例に規定された理念と基本原則に基づき、公正かつ誠実に市政を推進しなければならない。

2 市長は、前項の目的を達成するため、市政運営に関し必要な環境の整備を行うものとする。

3 市長は、第1項の目的を達成するため、市の職員に対して必要な指揮監督を行うものとする。

【解説】

第33条は、市長は、市民に対する直接的な政治責任を持つ者として、市民の意向を汲

み取り、的確に行政に反映させ、市政の課題に適切に対処しなければならないことを定めています。

また、上記の目的を達成するために必要な環境の整備に努めるとともに、市長の補助機関である職員を適切に指揮監督することを定めています。

(議員の責務)

第34条 議員は、直接選挙による市民の負託にこたえるべく、市政の課題について市民の意見を把握し、個別事案の解決にとどまらず、市民全体の生活の向上に努めなければならない。

2 議員は、市長その他の執行機関との緊張関係の保持に努めなければならない。

3 議員は、研修、調査研究等による不断の研さんによって自らの資質の向上に努めなければならない。

【解説】

第34条は、議員の責務について定めています。

市民に対する直接的な政治責任を持つ者として、広く市民の意見を把握し、市民全体の生活の向上に努めること、執行部との一定の緊張感の保持に努めること、自己研さんに努めることを定めています。

(職員の責務)

第35条 市の職員は、自らが全体の奉仕者であることを自覚し、この条例に規定された理念と基本原則に基づき、職務を遂行しなければならない。

2 市の職員は、市民と地域の課題を共有し、これに的確に対応しなければならない。

【解説】

第35条は、職員の責務について定めています。

市の職員は、この条例で定める理念と基本原則に基づき職務を執行するとともに、市民と地域の課題を共有し、これに的確に対応しなければならないことを定めています。

第3節 運用及び管理

(佐倉市自治基本条例推進会議)

第36条 この条例の運用状況について確認し、必要に応じて市長に提言を行うため、佐倉市自治基本条例推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 市は、前項の規定による提言により、この条例の目的を達成するために改善が必要と認められたときは、この条例の改正を含め、必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

第36条は、この条例の内容や運用を高めていくための推進会議の設置について定めています。

推進会議の主な役割は、この条例の運用状況の確認や啓発、本条例で位置付けた個別条例の検討などを想定していますが、これらの検討の結果、条例の改正が必要な場合は、必要な措置を講じることを定めています。

なお、推進会議の組織及び運営方法等必要な事項は、別に条例で定めることとします。

※（仮称）佐倉市自治基本条例推進会議

〈主な役割案〉

- ・ 条例の運用管理について
- ・ 条例で位置付けた各種個別条例の設置について
- ・ 条例の啓発等について
- ・ 自治のあり方の研究について
- ・ その他

〈委員構成案〉

- ・ 学識経験者、無作為抽出方式による市民、公募方式による市民等で構成

（見直し手続）

第37条 市長は、推進会議の提言を踏まえ、この条例の運用状況を評価し、4年を超えない期間ごとに、この条例の見直しを行うものとする。

2 市長は、この条例の見直しを行うときは、市民の意見を聴くものとする。

【解説】

第37条は、この条例の見直し手続について定めています。

前条に規定する推進会議の提言を踏まえ、4年を限度として、市民の意見を聴いた上で見直しを検討するものとしています。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第12条及び第30条の規定は、公布の日から1年を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。

【解説】

ここでは、本条例の効力を発動させる施行期日等を定めています。

ただし、市民参加推進委員会やオンブズパーソンに関する規定は、これらを施行するために個別条例で詳細を規定する必要がありますので、これらの施行日については、1年を超えない範囲内で後日、それぞれの条例が施行される日を規則で制定するものとします。